

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程の
あらまし

- 1 職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を「3歳未満の子」から「小学校就学前の子」に拡大します。
- 2 中学校就学前の子の看護に係る休暇について、取得事由を拡大し、学級閉鎖等に伴い当該子の世話をを行うため又は入園式等の式典へ参加するために取得できることとします。
- 3 職員から介護についての申出があった場合における措置等に係る規定を設けるとともに、必要な規定の整備を行います。
- 4 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 5 この規程は、令和7年4月1日から施行します。